

## 香川県広域水道企業団条例第1号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

### 第1

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 貯水槽水道（第26条・<u>第27条</u>）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（給水装置の定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>給水装置</u>」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>（給水装置の種類）</p> <p>第3条 給水装置は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 連用給水装置 <u>1のメーター</u>（企業団の水道メーターをいう。第8条を除き、以下同じ。）を設置し、2戸又は2箇所以上が各々専有の給水栓で使用するもの</p> <p>（3） 略</p> <p>（給水装置の設置）</p> <p>第5条 給水装置は、<u>1の構内</u>に2線以上設置することはできない。ただし、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 貯水槽水道（第26条<del>一</del><u>第27条</u>）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（給水装置の定義）</p> <p>第2条 この条例において、「<u>給水装置</u>」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>（給水装置の種類）</p> <p>第3条 給水装置は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 連用給水装置 <del>一</del><u>のメーター</u>（企業団の水道メーターをいう。第8条を除き、以下同じ。）を設置し、2戸又は2箇所以上が各々専有の給水栓で使用するもの</p> <p>（3） 略</p> <p>（給水装置の設置）</p> <p>第5条 給水装置は、<del>一</del><u>の構内</u>に2線以上設置することはできない。ただし、</p>

私設消火栓を設置する場合その他企業長がやむを得ない事情があると認める場合については、この限りでない。

(工事費未納の場合の措置)

#### 第12条 略

- 2 企業長は、前項の規定により給水装置を撤去した場合において生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(給水の原則)

#### 第16条 略

- 2 略
- 3 給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその責めを負わない。

(代表者の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用等に関する事項を処理させるため、代表者を選定し、連署の上企業長に届け出なければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 前2号に掲げる者のほか、企業長が必要と認めた者

#### 2 略

(料金)

第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧丸亀市水道事業の給水区域（丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第5号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。）の適用を受けてい

私設消火栓を設置する場合その他企業長がやむを得ない事情があると認める場合については、この限りでない。

(工事費未納の場合の措置)

#### 第12条 略

- 2 企業長は、前項の規定により給水装置を撤去した場合において生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(給水の原則)

#### 第16条 略

- 2 略
- 3 給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその責めを負わない。

(代表者の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用等に関する事項を処理させるため、代表者を選定し、連署の上企業長に届け出なければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) その他企業長が必要と認めた者

#### 2 略

(料金)

第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧丸亀市水道事業の給水区域（丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第5号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。）の適用を受けてい

た区域をいう。以下同じ。)、旧坂出市水道事業の給水区域(坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年坂出市条例第2号)第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例(昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧善通寺市水道事業の給水区域(善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年善通寺市条例第2号)第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例(平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧観音寺市水道事業の給水区域(観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年観音寺市条例第1号)附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例(平成17年観音寺市条例第200号。以下「旧観音寺市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧さぬき市水道事業の給水区域(さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年さぬき市条例第1号)第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧東かがわ市水道事業の給水区域(東かがわ市水道条例等を廃止する条例(平成29年東かがわ市条例第31号)第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第1号)附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年小豆島町条例第16号)附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例(平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三木町水道事業の給水区域(三木町水道事業の設置等に

た区域をいう。以下同じ。)、旧坂出市水道事業の給水区域(坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年坂出市条例第2号)第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例(昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧善通寺市水道事業の給水区域(善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年善通寺市条例第2号)第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例(平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧観音寺市水道事業の給水区域(観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年観音寺市条例第1号)附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例(平成17年観音寺市条例第200号。以下「旧観音寺市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧さぬき市水道事業の給水区域(さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年さぬき市条例第1号)第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧東かがわ市水道事業の給水区域(東かがわ市水道条例等を廃止する条例(平成29年東かがわ市条例第31号)第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第1号)附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年小豆島町条例第16号)附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例(平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。))の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三木町水道事業の給水区域(三木町水道事業の設置

関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

（使用水量又は用途の認定）

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はそ

等に関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

（使用水量又は用途の認定）

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はそ

の用途を認定する。

- (1)・(2) 略
- (3) 連用給水装置により水道を使用するとき。
- (4) 略

(手数料)

第33条 略

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長において特別の事由があると認めるときは、これを還付することができる。

(加入金)

第34条 略

2・3 略

- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該工事が完了しないときは、この限りでない。

附 則

(手数料及び加入金に関する経過措置)

- 6 旧高松市給水条例等の手数料に関する規定（指定給水装置工事事業者の指定手数料を除く。）は、当分の間、なおその効力を有する。ただし、給水開始に係る手数料、指定給水装置工事事業者の変更手数料及び証明手数料については、これを徴収しない。

別表5（第29条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略
---

備考

1～6 略

7 「私設消火栓演習用」とは、私設消火栓で演習のために使用するものをいう。

の用途を認定する。

- (1)・(2) 略
- (3) 連用給水装置により、水道を使用するとき。
- (4) 略

(手数料)

第33条 略

- 2 既納の手数料は還付しない。ただし、企業長において特別の事由があると認めるときは、これを還付することができる。

(加入金)

第34条 略

2・3 略

- 4 既納の加入金は還付しない。ただし、当該工事が完了しないときは、この限りでない。

附 則

(手数料及び加入金に関する経過措置)

- 6 旧高松市給水条例等の手数料に関する規定（指定給水装置工事事業者の指定手数料を除く。）は、当分の間、なおその効力を有する。ただし、給水開始に係る手数料、指定給水装置工事事業者の変更手数料及び証明手数料については、これを徴収しない。

別表5（第29条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略
---

備考

1～6 略

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料（1個当たり）

略

備考

1～3 略

4 「事業用B」とは、事業又はこれに準ずるものの用途に使用するので1箇月の使用水量が173立方メートル以上3,590立方メートル未満のものをいう。

5～11 略

12 休止期間中の水道料金は、別表7(2)超過料金に定める休止用の金額に同表(3)メーター使用料に定める金額を加算した額とする。

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料（1個当たり）

略

備考

1～3 略

4 「事業用B」とは、事業又はこれに準ずるものの用途に使用するので1箇月の使用水量が173立方メートル以上3,747立方メートル未満のものをいう。

5～11 略

12 休止期間中の水道料金は、別表第1に定める休止用の水道使用料に別表第2に定める使用料を加算した額とする。

第2

改正後	改正前
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を加算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

3 略

(手数料)

第33条 手数料の種別及び金額は、次のとおりとし、申込みを行った者（以下「申込者」という。）から徴収する。

手数料の種別	金額（1件につき）
第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定手数料	10,000円

2 略

別表1（第29条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

メーターの口径	金額
略	
150ミリメートル	160,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

(2) 従量料金

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～7 略

別表2（第29条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略
---

(2) 従量料金

3 略

(手数料)

第33条 手数料の種別及び金額は、次のとおりとし、申込みを行った者（以下「申込者」という。）から徴収する。

手数料の種別	金額（1件につき）
第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定手数料	1万円

2 略

別表1（第29条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

メーターの口径	金額
略	
150ミリメートル	16万円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める額

(2) 従量料金

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～7 略

別表2（第29条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略
---

(2) 従量料金

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～6 略

別表3（第29条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
略			
一般用	150ミリメートル		70,000円
略			

(2) 従量料金

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～5 略

6 集合住宅又は住宅団地における受水槽又は増圧装置以下の装置の料金の計算方法については、別に定める。

別表4（第29条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～6 略

別表3（第29条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
略			
一般用	150ミリメートル		7万円
略			

(2) 従量料金

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～5 略

6 集合住宅又は住宅団地における受水槽又は増圧装置以下の装置の料金の計算方法については別に定める。

別表4（第29条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考



1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

4 「臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時的に水道を使用するものをいう。

別表5（第29条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 「一般用」とは、湯屋用、工業用、船舶用、臨時用及び私設消火栓演習用以外に使用するものをいう。

3 略

4 「工業用」とは、工場、事業所等で多量に使用するものをいう。

5 「船舶用」とは、船舶の給水に使用するものをいう。

6 「臨時用」とは、建設工事、興行等で短期間の臨時的使用に供するものをいう。

7 略

別表6（第29条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

4 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的に水道を使用するものをいう。

別表5（第29条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 「一般用」とは、湯屋用、工業用、船舶用、臨時用及び私設消火栓演習用以外に使用するものをいい、次に掲げるものをいう。

(1) 家庭において日常生活の用に供するもの

(2) 官公庁、学校、公共団体、会社、病院その他これらに準ずるものの用に供するもの

(3) 営業又は営業に付随するものの用に供するもの

3 略

4 「工業用」とは、物の生産、加工等の目的のため、多量の水を使用する工場、事業所等の用に供するものをいう。

5 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。

6 「臨時用」とは、建設工事、興業等で短期間の臨時的使用に供するものをいう。

7 略

別表6（第29条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 従量料金

略

備考 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表7 (第29条関係)

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金 (1 箇月につき)

(1) 基本料金

用途の別	使用水量	金額
略		
事業用C	5,000立方メートルまで	630,000円
略		

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料 (1 個当たり)

メーターの口径	金額
略	
100ミリメートル	10,000円
150ミリメートル	20,000円

備考

1 料金は、表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～9 略

10 「臨時用」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので、使用期間が180日以内のものをいう。

11・12 略

別表8 (第29条関係)

略

(2) 従量料金

略

備考 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表7 (第29条関係)

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金 (1 箇月につき)

(1) 基本料金

用途の別	使用水量	金額
略		
事業用C	5,000立方メートルまで	63万円
略		

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料 (1 個当たり)

メーターの口径	金額
略	
100ミリメートル	1万円
150ミリメートル	2万円

備考

1 料金は、表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～9 略

10 「臨時用」とは、興業その他短期間臨時的に使用するもので、使用期間が180日以内のものをいう。

11・12 略

別表8 (第29条関係)

旧三豊市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2～5 略
- 6 「臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時的に使用するものをいう。

別表9（第29条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,265円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,332円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,487円</u>
営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,816円</u>
	20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,851円</u>
	30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>7,601円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>11,616円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>26,026円</u>

旧三豊市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2～5 略
- 6 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的に使用するものをいう。

別表9（第29条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,242円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,289円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,423円</u>
営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,764円</u>
	20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,762円</u>
	30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>7,462円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>11,404円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>25,552円</u>

		で	
湯屋用		200立方メートル まで	<u>21,780円</u>
工事又は臨時用			<u>3,025円</u>

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>209円</u>
	15立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>286円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>341円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>275円</u>
	30立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>319円</u>
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>363円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>297円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>220円</u>
船舶用		<u>429円</u>
工事又は臨時用		<u>429円</u>
私設消火栓		<u>企業長が別に定める。</u>

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>154円</u>
20ミリメートル	<u>275円</u>

		で	
湯屋用		200立方メートル まで	<u>21,384円</u>
工事又は臨時用			<u>2,970円</u>

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え 15立方メートルまで	<u>205円</u>
	15立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>280円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>334円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え 30立方メートルまで	<u>270円</u>
	30立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>313円</u>
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	<u>356円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>291円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>216円</u>
船舶用		<u>421円</u>
工事又は臨時用		<u>421円</u>
私設消火栓		<u>別に定める額</u>

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>151円</u>
20ミリメートル	<u>270円</u>

25ミリメートル	308円
30ミリメートル	484円
40ミリメートル	583円
50ミリメートル	2,420円
75ミリメートル	3,091円

備考

1～3 略

4 「団体用」とは、官公署及び公私立学校幼稚園、保育所、幼稚園、会社に使用するものをいう。ただし、職員が3人以下の場合、家庭用とすることができる。

5～7 略

8 「工事又は臨時用」とは、工事のため又は臨時的に使用するものをいう。

9・10 略

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	1,188円
営業用、団体用	10立方メートルまで	2,200円
	20立方メートルまで	4,400円
	50立方メートルまで	11,000円
	100立方メートルまで	22,000円
工業用	100立方メートルまで	20,900円
	500立方メートルまで	104,500円
	1,000立方メートルまで	209,000円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における基本料金

25ミリメートル	302円
30ミリメートル	475円
40ミリメートル	572円
50ミリメートル	2,376円
75ミリメートル	3,034円

備考

1～3 略

4 「団体用」とは、官公署及び公私立学校幼稚園、保育所、幼稚園、会社に使用するものをいう。ただし、職員が3名以下の場合、家庭用とすることができる。

5～7 略

8 「工事又は臨時用」とは、工事のため、又は臨時的に使用するものをいう。

9・10 略

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	1,166円
営業用、団体用	10立方メートルまで	2,160円
	20立方メートルまで	4,320円
	50立方メートルまで	10,800円
	100立方メートルまで	21,600円
工業用	100立方メートルまで	20,520円
	500立方メートルまで	102,600円
	1,000立方メートルまで	205,200円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	10立方メートルまで	629円

福田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	990円
	10立方メートルまで	1,650円
営業用	10立方メートルまで	1,870円
	20立方メートルまで	3,740円
	50立方メートルまで	9,350円
	100立方メートルまで	18,700円
団体用	10立方メートルまで	1,793円
	100立方メートルまで	17,930円
工業用	100立方メートルまで	16,830円
	500立方メートルまで	84,150円
	1,000立方メートルまで	168,300円

吉田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	金額
家庭用（5人まで）	1,100円
その他の用途	福田地区に属する給水区域の例による。

(2) 超過料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	6立方メートルを超え 10立方メートルまで	198円
	10立方メートルを超え 25立方メートルまで	253円
	25立方メートルを超え	297円

用途の別	使用水量	金額
家庭用	10立方メートルまで	617円

福田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	972円
	10立方メートルまで	1,620円
営業用	10立方メートルまで	1,836円
	20立方メートルまで	3,672円
	50立方メートルまで	9,180円
	100立方メートルまで	18,360円
団体用	10立方メートルまで	1,760円
	100立方メートルまで	17,604円
工業用	100立方メートルまで	16,524円
	500立方メートルまで	82,620円
	1,000立方メートルまで	165,240円

吉田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	金額
家庭用（5人まで）	1,080円
その他の用途	福田地区に属する給水区域の例による

(2) 超過料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	6立方メートルを超え 10立方メートルまで	194円
	10立方メートルを超え 25立方メートルまで	248円
	25立方メートルを超え	291円

	るもの	
営業用、団体用、工業用	中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	297円
船舶用、工事及び臨時用		484円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	10立方メートルを超えるもの	84円
団体用、工事及び臨時用		94円

福田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	福田地区に属する給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	242円
営業用		
団体用		
工業用		
船舶用、工事及び臨時用		396円
私設消火栓演習用		199円

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価
家庭用	1人増えるごとに	110円
その他の用途	福田地区に属する給水区域の例による。	

	るもの	
営業用、団体用、工業用	(1)中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	291円
船舶用、工事及び臨時用		475円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	10立方メートルを超えるもの	83円
団体用、工事及び臨時用		92円

福田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	(1)福田地区に属する給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	237円
営業用		
団体用		
工業用		
船舶用、工事及び臨時用		388円
私設消火栓演習用		195円

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価
家庭用	1人増えるごとに	108円
その他の用途	福田地区に属する給水区域の例による	

備考

- 1～3 略
- 4 「団体用」とは、官公署及びこれに属する施設、学校、幼稚園、保育所、公民館、図書館、病院及びこれに類する施設、銀行、組合、会社（営業用、工業用の用途に該当しないものであって事務所の形態を有するもの）並びにこれらに属する宿舍、寮、合宿所その他これに類する施設その他において使用するものをいう。
- 5・6 略
- 7 「工事及び臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時に使用するものをいう。
- 8～14 略

別表11（第29条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料（1個当たり）

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額に、メーター使用料に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額を合計した額とする。
- 2・3 略
- 4 「団体用」とは、官公庁、学校、公共団体、会社、官公立病院その他これに準ずるものの用に水道を使用する場合をいう。
- 5～7 略
- 8 「臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。

備考

- 1～3 略
- 4 「団体用」とは、官公署及びこれに属する施設、学校、幼稚園、保育所、公民館、図書館、病院及びこれに類する施設、銀行、組合、会社（営業用、工業用の用途に該当しないものであって事務所の形態を有するもの）並びにこれらに属する宿舍、寮、合宿所その他これに類する施設、その他において使用するものをいう。
- 5・6 略
- 7 「工事及び臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時に使用するものをいう。
- 8～14 略

別表11（第29条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 超過料金

略

(3) メーター使用料（1個当たり）

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額に、メーター使用料に100分の108を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額を合計した額とする。
- 2・3 略
- 4 「団体用」とは、官公庁、学校、公共団体、会社、官公立病院、その他これに準ずるものの用に水道を使用する場合をいう。
- 5～7 略
- 8 「臨時用」とは、建設工事、興行、その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。



9 略

別表12（第29条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表13（第29条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「一般用」とは、臨時用及び会場用以外に使用するものをいう。
- 3 「臨時用」とは、建設工事等で臨時に使用するものをいう。
- 4 「会場用」とは、次に掲げるものとし、表に掲げる料金1月分を1年分として算定する。  
(1)～(3) 略

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

略

(2) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	152円
20ミリメートル	254円

9 略

別表12（第29条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表13（第29条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「一般用」とは、臨時用、会場用以外に使用するものをいう。
- 3 「臨時用」とは、建設工事等で、臨時に使用するものをいう。
- 4 「会場用」とは、次に掲げるものとし、同表に掲げる料金1月分を1年分として算定する。  
(1)～(3) 略

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

略

(2) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	150円
20ミリメートル	250円

25ミリメートル	305円
----------	------

備考

1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額及びメーター使用料の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～8 略

別表15（第29条関係）

旧多度津町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

種別	使用水量	金額
略		
連用給水装置（ <u>1戸</u> 又は <u>1世帯</u> につき）	略	
略		

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
略		
連用給水装置（ <u>1戸</u> 又は <u>1世帯</u> につき）	略	
略		

備考

1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 「臨時給水装置」とは、建設工事、興行等で短期間の臨時的使用に供するものをいう。

別表16（第29条関係）

25ミリメートル	300円
----------	------

備考

1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額及びメーター使用料の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～8 略

別表15（第29条関係）

旧多度津町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

種別	使用水量	金額
略		
連用給水装置（ <u>1戸</u> 又は <u>1世帯</u> につき）	略	
略		

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
略		
連用給水装置（ <u>1戸</u> 又は <u>1世帯</u> につき）	略	
略		

備考

1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 「臨時給水装置」とは、建設工事、興業等で短期間の臨時的使用に供するものをいう。

別表16（第29条関係）

旧まんのう町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
略			
公園用		2,500立方メートルまで	750,000円
略			

(2) 超過料金

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～5 略

別表17（第29条関係）

旧香川県五色台水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略
---

(2) 超過料金

略
---

(3) メーター使用料（1個当たり）

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額にメーター使用料を加えた額とする。

2～4 略

- 5 「臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。

6～8 略

旧まんのう町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
略			
公園用		2,500立方メートルまで	75万円
略			

(2) 超過料金

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～5 略

別表17（第29条関係）

旧香川県五色台水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略
---

(2) 超過料金

略
---

(3) メーター使用料（1個当たり）

略
---

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額にメーター使用料を加えた額とする。

2～4 略

- 5 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。

6～8 略

別表18（第34条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	180,000円
25ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	780,000円
50ミリメートル	1,620,000円
75ミリメートル	4,440,000円
100ミリメートル	9,060,000円
150ミリメートル	25,020,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表19（第34条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	120,000円
40ミリメートル	400,000円
50ミリメートル	600,000円
75ミリメートル	1,600,000円
100ミリメートル	3,000,000円
150ミリメートル	5,000,000円
200ミリメートル	9,800,000円

備考

別表18（第34条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	6万円
20ミリメートル	18万円
25ミリメートル	30万円
40ミリメートル	78万円
50ミリメートル	162万円
75ミリメートル	444万円
100ミリメートル	906万円
150ミリメートル	2,502万円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める額

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表19（第34条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	4万円
20ミリメートル	8万円
25ミリメートル	12万円
40ミリメートル	40万円
50ミリメートル	60万円
75ミリメートル	160万円
100ミリメートル	300万円
150ミリメートル	500万円
200ミリメートル	980万円

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 略

別表20（第34条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	<u>50,000円</u>
20ミリメートル	<u>100,000円</u>
25ミリメートル	<u>150,000円</u>
30ミリメートル	<u>270,000円</u>
40ミリメートル	<u>550,000円</u>
50ミリメートル	<u>900,000円</u>
75ミリメートル	<u>2,500,000円</u>
100ミリメートル	<u>5,000,000円</u>
150ミリメートル	企業長が別に定める。
200ミリメートル	企業長が別に定める。

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表21（第34条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	<u>60,000円</u>
20ミリメートル	<u>120,000円</u>
25ミリメートル	<u>180,000円</u>
40ミリメートル	<u>600,000円</u>
50ミリメートル	<u>1,080,000円</u>

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 略

別表20（第34条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	<u>5万円</u>
20ミリメートル	<u>10万円</u>
25ミリメートル	<u>15万円</u>
30ミリメートル	<u>27万円</u>
40ミリメートル	<u>55万円</u>
50ミリメートル	<u>90万円</u>
75ミリメートル	<u>250万円</u>
100ミリメートル	<u>500万円</u>
150ミリメートル	企業長が別に定める
200ミリメートル	企業長が別に定める

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表21（第34条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	<u>6万円</u>
20ミリメートル	<u>12万円</u>
25ミリメートル	<u>18万円</u>
40ミリメートル	<u>60万円</u>
50ミリメートル	<u>108万円</u>

75ミリメートル	3,000,000円
100ミリメートル	6,000,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表22（第34条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	150,000円
略	
40ミリメートル	500,000円
50ミリメートル	900,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル	5,000,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表23（第34条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	58,300円

75ミリメートル	300万円
100ミリメートル	600万円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表22（第34条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	5万円
20ミリメートル	10万円
25ミリメートル	15万円
略	
40ミリメートル	50万円
50ミリメートル	90万円
75ミリメートル	250万円
100ミリメートル	500万円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表23（第34条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	63,000円

20ミリメートル	175,900円
25ミリメートル	254,600円
30ミリメートル	390,700円
40ミリメートル	638,800円
50ミリメートル	1,018,500円
75ミリメートル	2,546,200円
100ミリメートル	5,092,500円

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略
- 3 略

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	120,000円
30ミリメートル	200,000円
40ミリメートル	400,000円
50ミリメートル	800,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	1,800,000円
150ミリメートル	2,400,000円
臨時用給水装置	略

備考

20ミリメートル	19万円
25ミリメートル	275,000円
30ミリメートル	422,000円
40ミリメートル	69万円
50ミリメートル	110万円
75ミリメートル	275万円
100ミリメートル	550万円

備考

- 1 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別な理由があると認めたときは、徴収の期限を延長することができる。
- 2 連用給水装置のうち家庭用のものに係る加入金については、各戸に13ミリメートルの口径のメーターが設置されたものとみなして、その合計額を徴収する。

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	3万円
20ミリメートル	6万円
25ミリメートル	12万円
30ミリメートル	20万円
40ミリメートル	40万円
50ミリメートル	80万円
75ミリメートル	150万円
100ミリメートル	180万円
150ミリメートル	240万円
臨時用給水装置	略

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。
- 3 略
- 4 「臨時用給水装置」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので使用期間が180日以内のものをいう。

別表25（第34条関係）

旧三豊市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	180,000円
30ミリメートル	240,000円
40ミリメートル	480,000円
50ミリメートル	700,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	3,000,000円
100ミリメートルを超える場合は、メーター口径の断面積及び通水量に応じて企業長が別に定める。	

備考 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表26（第34条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	39,600円
20ミリメートル	99,000円

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、当該申込者の申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。
- 3 略
- 4 「臨時用給水装置」とは、興業その他短期間臨時的に使用するもので、使用期間が180日以内のものをいう。

別表25（第34条関係）

旧三豊市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	6万円
20ミリメートル	12万円
25ミリメートル	18万円
30ミリメートル	24万円
40ミリメートル	48万円
50ミリメートル	70万円
75ミリメートル	150万円
100ミリメートル	300万円
100ミリメートルを超える場合は、メーター口径の断面積及び通水量に応じて企業長が別に定める。	

備考 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表26（第34条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	38,800円
20ミリメートル	97,200円



25ミリメートル	165,000円
30ミリメートル	220,000円
40ミリメートル	484,000円
50ミリメートル	814,000円
75ミリメートル	1,980,000円

備考

- 1 略
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を減免することができる。ただし、第1号の規定に該当することにより減額した額については、給水開始後1年以内に申込みに係る名義を変更する場合は、当該減額した額を追徴するものとする。
  - (1) 家事用の給水装置のうち口径13ミリメートルのものの申込者（自己名義の住宅でかつ自己の生活の用に供するものに限る。）であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第1項第1号の規定に該当するもの1名義人につき給水装置1栓に限り、当該口径に係る金額の2分の1の額
  - (2) 略

別表27（第34条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	加入金 金額（1箇所につき）	
	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 以外の給水区域	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 に属する給水区域
13ミリメートル	44,000円	16,500円
20ミリメートル	110,000円	49,500円
25ミリメートル	198,000円	82,500円
40ミリメートル	495,000円	242,000円
50ミリメートル	880,000円	407,000円
75ミリメートル	1,980,000円	990,000円
特設配水管加入金		

25ミリメートル	162,000円
30ミリメートル	216,000円
40ミリメートル	475,200円
50ミリメートル	799,200円
75ミリメートル	1,944,000円

備考

- 1 略
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を減免することができる。ただし、第1号の規定に該当することにより減額した額については、給水開始後1年以内に申込みに係る名義を変更する場合は、当該減額した額を追徴するものとする。
  - (1) 家事用の給水装置のうち口径13ミリメートルのものの申込者（自己名義の住宅で、かつ、自己の生活の用に供するものに限る。）であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第1項第1号の規定に該当するもの1名義人につき給水装置1栓に限り、当該口径に係る金額の2分の1の額
  - (2) 略

別表27（第34条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	加入金 金額（1箇所につき）	
	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 以外の給水区域	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 に属する給水区域
13ミリメートル	43,200円	16,200円
20ミリメートル	108,000円	48,600円
25ミリメートル	194,400円	81,000円
40ミリメートル	486,000円	237,600円
50ミリメートル	864,000円	399,600円
75ミリメートル	1,944,000円	972,000円
特設配水管加入金		

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル及び20 ミリメートル	上限110,000円
25ミリメートル	上限165,000円

備考 略

別表28（第34条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
75ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表29（第34条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	55,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	165,000円
40ミリメートル	550,000円
50ミリメートル	825,000円
75ミリメートル	2,200,000円
100ミリメートル	4,400,000円

備考 略

別表30（第34条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル及び20 ミリメートル	上限108,000円
25ミリメートル	上限162,000円

備考 略

別表28（第34条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
75ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める額

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

別表29（第34条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	54,000円
20ミリメートル	108,000円
25ミリメートル	162,000円
40ミリメートル	54万円
50ミリメートル	81万円
75ミリメートル	216万円
100ミリメートル	432万円

備考 略

別表30（第34条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	90,000円
20ミリメートル	270,000円
25ミリメートル	450,000円
30ミリメートル	900,000円
40ミリメートル	1,350,000円
50ミリメートル	2,250,000円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める。

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表31（第34条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	130,000円
40ミリメートル	300,000円
50ミリメートル	550,000円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める。

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表32（第34条関係）

旧まんのう町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	9万円
20ミリメートル	27万円
25ミリメートル	45万円
30ミリメートル	90万円
40ミリメートル	135万円
50ミリメートル	225万円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める額

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表31（第34条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	6万円
20ミリメートル	10万円
25ミリメートル	13万円
40ミリメートル	30万円
50ミリメートル	55万円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める額

備考

- 1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 略

別表32（第34条関係）

旧まんのう町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	130,000円
30ミリメートル	200,000円
40ミリメートル	300,000円
50ミリメートル	550,000円
50ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める。

備考 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	6万円
20ミリメートル	10万円
25ミリメートル	13万円
30ミリメートル	20万円
40ミリメートル	30万円
50ミリメートル	55万円
50ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める額

備考 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成31年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の香川県広域水道企業団水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の第2の表の改正部分の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に徴収する権利が確定される料金（施行日以後初めて徴収する権利が確定される日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて徴収する権利が確定される料金を前回確定日（その直前の徴収する権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて徴収する権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たない端数が生じたときは、これを1箇月とする。
- 4 改正後の条例第34条の規定は、施行日以後に承認を受けた給水装置の新設及びメーターの口径の増加に係る加入金について適用し、施行日前に承認を受けた給水装置の新設及びメーターの口径の増加に係る加入金については、なお従前の例による。